職員退職給与規程

(趣 旨)

第 1 条 この土地改良区の常勤職員の退職手当の支給については、別に定めるもののほか、 この規程の定めるところによる。非常勤職員については、役員退任慰労金支給規程に 準ずることとする。

(退職手当の支給)

第 2 条 この規程による退職手当は、規約30条第1項に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(再任用職員を除く。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(退職手当の支払)

第 3 条 前条の者から退職手当請求書を受理した日の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、請求書に瑕疵があった場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(通常の退職手当)

第 4 条 退職した者に対する退職手当の額は、この規程により計算した退職手当の基本額 に、第6条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(退職手当の基本額)

第 5 条 退職した者に対する退職手当の基本額は、退職理由(自己都合、定年、勧奨、死亡、通勤上傷病、公務外傷病、整理、公務上死傷病、公署移転)に応じ、その者の退職日裁定給料月額に香川県職員退職手当条例に定めるその者の勤続期間による支給率を乗じて得た額とする。

(退職手当の調整額)

第 6 条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(その者に係る退職の日以前の期間(職員としての引き続いた在職期間及び期間に準ずるものとして理事長が定める在職期間)をいう。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた別に定める職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(退職手当の計算の基礎となる退職日裁定給料月額)

第 7 条 退職手当の計算の基礎となる退職日裁定給料月額は、退職の日における給料(これに相当する給与を含む。)の月額とする。

(勤続期間の計算)

- 第 8 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は職員としての引き続いた在職期間による。
 - 2. 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の 属する月までの月数による。
 - 3. 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第 9 条 職員であって、不都合の行為があったため退職した者に対しては、所定の支給額を 減額し、又は支給しないことができる。

(退職手当の積立)

- 第 10 条 この土地改良区は、職員退職手当に充てるため、毎年度当初予算に退職手当を算定 して積立金を予算化するものとする。
 - 2. 前条の積立金で、この規程による給与ができない場合の不足額は、一般経費から 繰入れて支給するものとする。
 - 3. 退職給与積立金は、特別会計とみなし、その収支予算並びに決算は、総代会に附議しなければならない。

(補 則)

第 11 条 職員退職給与の支給についてこの規程及び別に定めるもののほか、香川県職員退職 手当条例を準用するものとする。

(委 任)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の議決によってこれを行う。

附則

1. この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。